

(人事院規則で指定する者に限る。)及び矯正職員級別俸給表の職務の級六級以上の入国警備官の在職は、第二条第一項第五号の入国警備官の在職とみなす。

8 少年審判官、領事裁判権に基く裁判若しくは検察の事務に従事する領事官、朝鮮総督府検事又は朝鮮総督府判事の在職は、第二条第一項第六号の裁判所調査官の在職とみなす。

9 二級又は昭和三十二年法律第百五十四号による改正前の給与法別表第一一般俸給表若しくは裁判所職員臨時措置法において準用する同俸給表の職務の級九級以上の裁判所事務官、裁判所書記官又は裁判所書記官補の在職は、第二条第一項第七号の裁判所事務官、裁判所書記官又は裁判所書記官補の在職とみなす。次の各号に掲げる公務員の在職も、同様とする。

一 裁判所書記長、朝鮮総督府裁判所書記長、台湾総督府法院書記長又は関東法院書記長
二 委任の裁判所書記、少年審判所書記、朝鮮総督府裁判所書記、台湾総督府法院書記又は関東法院書記

三 二級の少年審判所書記
昭和三十三年法律第百五十四号による改正前の給与法別表第一一般俸給表又は裁判所職員臨時措置法において準用する同俸給表の職務の級九級以上の家庭裁判所調査官又は家庭裁判所調査官補の在職は、第二条第一項第七号の家庭裁判所調査官又は家庭裁判所調査官補の在職とみなす。次の各号に掲げる公務員の在職も、同様とする。

一 少年保護司たる二級の裁判所技官
二 昭和三十三年法律第百五十四号による改正前の給与法別表第一一般俸給表又は裁判所職員臨時措置法において準用する同俸給表の職務の級九級以上の少年調査官又は少年調査官補

11 二級又は昭和三十三年法律第百五十四号による改正前の給与法別表第一一般俸給表若しくは裁判所職員臨時措置法において準用する同俸給表の職務の級九級以上の司法研修所教官又は裁判所書記官研修所教官の在職は、第二条第一項第七号の司法研修所教官又は裁判所書記官研修所教官の在職とみなす。

12 司法警察官たる委任の官吏又は警部以上の警察吏員の在職は、第二条第一項第九号の警察官の在職とみなす。

13 司法警察員として職務を行う国家公務員であつて、二級又は昭和三十三年法律第百五十四号

による改正前の給与法別表第一一般俸給表の職務の級九級若しくはこれと同格とみなされる職務の級以上であるものの在職は、第二条第一項第十号の国家公務員の在職とみなす。法令により司法警察官の職務を行う委任又は二級の官吏の在職も、同様とする。

14 警務官たる三等保安士又は三等警備士以上の保安官又は警備官の在職は、第二条第一項第十一号の自衛官の在職とみなす。

附則 (昭和四二年七月一日政令第一七二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年四月二七日政令第九六号)
この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日(昭和四十七年五月十五日)から施行する。

附則 (昭和五九年六月二七日政令第二二〇号)
この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則 (昭和六〇年二月二一日政令第三一七号) 抄
(施行期日等)
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四十二条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 この政令(第四十二条の規定を除く。)による改正後の次に掲げる政令の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

一 検察庁法施行令
(検察庁法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第一条の規定による改正前の検察庁法施行令(以下「旧令」という。)第二条第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第七号又は第十号に規定する公務員の在職(検察庁法施行令の一部を改正する政令(昭和三十三年法律第百三十三号)附則第二項から第四項まで、第六項、第七項、第九項から第十一項まで及び第十三項の規定により旧令第二条第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第七号又は第十号に規定する公務員の在職とみなされたものを含む。)は、それぞれ第一条の規定による改正後の検察庁法施行令の当該各号に規定する公務員の在職とみなす。

附則 (平成六年一月二一日政令第一一〇号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二条第一項第十三号に規定する職にある総理事務官であつて、一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九十七号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。次項において「旧給与法」という。)別表第二行政職俸給表(一)の職務の等級五等級以上にあつたものは、その間、同号に規定する級以上にあつたものとみなす。

3 改正後の第二条第一項第十四号に規定する職にある大蔵事務官であつて、旧給与法別表第二職務職俸給表の職務の等級四等級以上にあつたものは、その間、同号に規定する級以上にあつたものとみなす。

附則 (平成六年七月二七日政令第二五二号)
この政令は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日(平成六年九月一日)から施行する。

附則 (平成二二年六月七日政令第三〇五号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

2 この政令の施行前における従前の法務事務官、法務教官、地方更生保護委員会の委員、文部教官、総理事務官及び大蔵事務官の在職は、検察庁法施行令第二条の規定の適用については、それぞれ、この政令の施行後における法務事務官、法務教官、地方更生保護委員会の委員、文部科学教官、総理事務官及び財務事務官の在職とみなす。

附則 (平成一五年四月九日政令第二〇一号)
(施行期日)
1 この政令は、公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十五年四月九日)から施行する。

(経過措置)
2 第三条の規定による改正前の検察庁法施行令第二条第一項第十三号に規定する総理事務官の在職は、第三条の規定による改正後の検察庁法施行令第二条の規定の適用については、同条第一

項第十三号に規定する内閣府事務官の在職とみなす。

附則 (平成一五年一月二三日政令第四七七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年一月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月三一日政令第九一七号)
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

第二条 この政令の施行前における裁判所書記官研修所教官及び家庭裁判所調査官研修所教官の在職は、改正後の検察庁法施行令第二条の規定の適用については、裁判所職員総合研修所教官の在職とみなす。

附則 (平成一八年二月一日政令第一四九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(検察庁法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第二条の規定による改正前の検察庁法施行令第二条第一項第一号、第二号、第四号、第七号、第十号、第十三号又は第十四号に規定する公務員の在職は、第二条の規定による改正後の検察庁法施行令第二条の規定の適用については、それぞれ同条第一項第一号、第二号、第四号、第七号、第十号、第十三号又は第十四号に規定する公務員の在職とみなす。

附則 (平成二二年三月二三日政令第四九号)
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 改正後の検察庁法施行令(以下「新令」という。)第二条第一項第十五号の規定の適用については、金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第百二二号)第十四条の規定による改正前の証券取引法(昭和三十三年法律第二十五号)第十一章の規定(金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七七号。以下この項において「金融システム整備法」という。))第三条の規定による改正前の外国証券業

者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十八條の二の規定により適用する場合を含む。）金融システム整備法第一条の規定による改正前の証券取引法第十章の規定（金融システム整備法第三条の規定による改正前の外国証券業者に関する法律第三十八條の二の規定により適用する場合を含む。）若しくは証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）第三条の規定による改正前の証券取引法第九章の規定（他の法律において準用する場合及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号。以下この項において「証券取引法等整備法」という。）第一条第一号の規定による廃止前の外国証券業者に関する法律第五十三條の規定により適用する場合を含む。）又は証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）第九条の規定による改正前の金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第六章の規定、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十四号）第五条の規定による改正前の金融先物取引法第七章の規定若しくは証券取引法等整備法第一条第四号の規定による廃止前の金融先物取引法第八章の規定に基づく犯則事件の調査に関する事務を処理する職（検察官の職務と密接な関連を有するものとして法務省令で定めるものに限る。）にあったものは、それぞれ、その間、新令第二条第一項第十五号に規定する職にあったものとみなす。

2 新令第二条第一項第十五号の規定の適用については、前項の規定により同号に規定する職にあったものとみなされる職にあった従前の大蔵事務官又は総理府事務官の在職は、同号に規定する内閣府事務官又は財務事務官の在職とみなす。

3 新令第二条第一項第十六号の規定の適用については、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行前における同号に規定する職にあった従前の大蔵事務官の在職は、同号に規定する財務事務官の在職とみなす。

4 新令第二条第一項第十五号及び第十六号の規定の適用については、これらの規定に規定する職にある内閣府事務官又は財務事務官（前三項の規定によりこれらの在職とみなされる場合を

含む。）であつて、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十七号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一行政職俸給表（一）の職務の等級五等級以上にあつたもの及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律百十三号）第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第一行政職俸給表（一）の職務の等級四級以上にあつたものは、その間、一般職の職員の給与に関する法律別表第一行政職俸給表（一）の職務の等級三級以上にあつたものとみなす。

附則（平成二十九年三月三十一日政令第一一二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

三 目次の改正規定、第一条の改正規定、第五条第六号の改正規定（同号ハに係る部分を除く）、第十一条の改正規定及び本則に一章を加える改正規定並びに附則第三条から第十五条までの規定。平成三十年四月一日

（検察庁法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 前条の規定による改正前の検察庁法施行令第二条第一項第十四号に規定する財務事務官の在職は、前条の規定による改正後の検察庁法施行令第二条の規定の適用については、同条第一項第十四号に規定する財務事務官の在職とみなす。